

## **[事案 2019-317] 損害賠償等請求**

・令和3年6月29日 裁定終了

### **<事案の概要>**

約款に定める支払事由に該当しないことを理由に、がん保険金が支払われなかったこと等を不服として、がん保険金の支払いおよび損害賠償等を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主な主張>**

早期大腸がんに罹患し内視鏡的大腸粘膜切開剥離術を受けたため、平成24年4月に契約した利率変動型積立終身保険に付加されたがん治療保障特約にもとづき、がん保険金を請求したところ、約款に定める支払事由に該当しないことを理由に支払われず、その後、記載が修正された診断書等を複数回にわたり提出したが、その都度がん保険金は支払われなかった。しかし、自分が罹患した早期大腸がんは、約款に定めるがん保険金の支払事由に該当するものであることから、がん保険金および慰謝料として損害賠償金を支払ってほしい。

### **<保険会社の主な主張>**

申立人の疾病は、診断書、下部内視鏡検査報告書等を精査して査定を行った結果、本件約款に定めるがん保険金の支払事由に該当しないとの結論に至り、申立人の不服申立てにより行った再査定においても結論は覆らず、社外専門家からも結論は妥当との判断がなされていることから、申立人の請求に応じることはできない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張と和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、申立人の疾病ががん保険金の支払事由に該当するとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。